

第4章 まちづくり方針

4-1 立地の適正化に関する基本的な方針〔まちづくり方針〕

本計画のまちづくり方針は、前章で整理した各視点からみた都市の目指すべき方向性を踏まえて、次のように設定します。

視点	目指すべき方向性（再掲）
沿革	<ul style="list-style-type: none"> 本市中心部、赤坂地区、墨俣地区ともに旧宿場町として発展した歴史もあり、そうした価値も含め都市や地域の生活拠点として維持・再生します。
人口	<ul style="list-style-type: none"> 市街地全体の人口減少が避けられない中で、生活サービスの維持に向けた適切な居住の誘導を図ります。 中心部での定住化促進により、拠点性の確保を図ります。
土地利用	<ul style="list-style-type: none"> 中心部の市街地更新と合わせた都市機能及び居住機能の拡充を図ります。 適正な人口密度の維持に向けた居住空間の再構築を図ります。
生活サービス施設・公共交通	<ul style="list-style-type: none"> 適切な居住誘導と公共交通の維持により、生活利便性の確保を図ります。 生活利便性の維持・向上を目的とした中心拠点及び地域の生活拠点への定住化を促進します。
災害	<ul style="list-style-type: none"> 都市機能の一極集中による災害リスクを回避するため、複数の拠点を設定します。 災害に強い都市を形成することにより、災害リスクの低減を図ります。



まちづくり方針

基本方針1	都市の中心部の再生
<p>本市の中心部は、戦災復興区画整理により道路等のインフラが整備され、様々な都市機能が集積し、生活利便性の高い地区であることから、定住化を促進するとともに、必要となる都市機能の充実を図ります。</p>	
基本方針2	地域の生活拠点の維持・充実
<p>赤坂地区や墨俣地区のように古くから一つの生活圈を形成している地区をはじめ、中心部以外で、徒歩による生活利便性が一定程度確保され、引き続きその機能の維持を図るべき地区については、地域の生活拠点としての維持・充実を図ります。</p> <p>また、都市の中心部との公共交通ネットワークの維持・充実により、暮らしやすい住環境の形成を図ります。</p>	
基本方針3	居住空間の再構築
<p>中心拠点や地域の生活拠点において、快適で利便性の高い居住空間の構築を図ることにより、子育て世代を中心とした定住化を促進します。</p> <p>また、高齢者をはじめとする住民が、歩いて暮らせるまちづくりを進めることにより、健康に暮らせる居住空間の構築を図ります。</p> <p>さらに、公共交通ネットワークを生かし、各種都市機能が充実した中心拠点や地域の生活拠点へ容易にアクセスできる、生活利便性の高い居住空間の構築を図ります。</p>	
基本方針4	災害に強い都市の形成
<p>中心拠点や地域の生活拠点については、災害対応に必要となる都市機能の充実を図ります。</p>	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

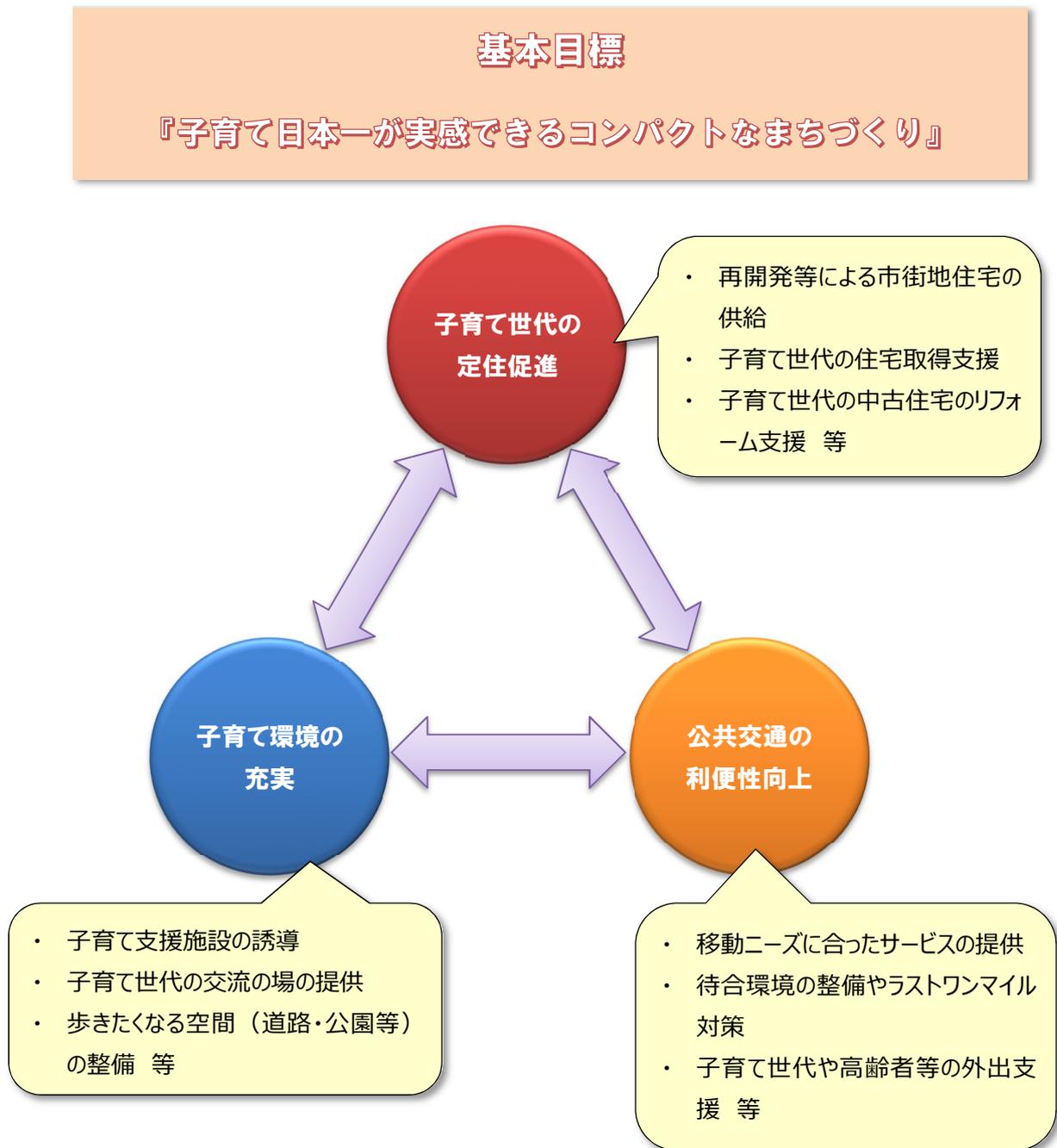
第9章

第10章

4-2 立地適正化計画の基本目標

本市は、人口ビジョンにおいて、「子育て日本一が実感でき 地域を生かした雇用・ひとの流れが生まれ 安全・安心な暮らしができるまちの創生」を目指すこととしています。

本計画においても、『子育て日本一が実感できるコンパクトなまちづくり』を基本目標とし、人口減少・少子高齢化に対応した持続可能なまちづくりを目指します。



4-3 誘導方針の設定

大垣市立地適正化計画の基本目標を踏まえ、目指すべき都市の基本構造の実現に向けて、次の方針に基づき居住や都市機能を誘導します。

(1) 子育て世代の定住促進

中心部における再開発の推進などにより、子育て世代のニーズに合致する間取りや価格等に配慮した市街地住宅の供給を促進します。

さらに、居住誘導区域においては、子育て世帯を中心とする若者世代でも住宅の取得をしやすいよう、各種の支援事業を実施していきます。

その際、中古住宅のリフォーム補助などを通じて、今後増加が見込まれる空き家の活用を促進します。

(2) 子育て環境の充実

都市機能の誘導にあたっては、若い世代がまちにあふれ賑わいや活力を感じられるよう、都市の中心拠点や地域の生活拠点において、子育て中の親子が利用する施設の充実を図ります。

特に都市の中心拠点においては、西濃圏域全体からの利用も視野に入れながら、子育て世代を中心とする多くの市民の交流の場として、文化・レクリエーション等の魅力を向上させる集客施設の整備を促進します。

さらに、ベビーカーを利用する子育て中の親子や高齢者なども気軽にまち歩きを楽しめるよう、公園緑地の整備や歩行空間のバリアフリー化等を推進します。

(3) 公共交通の利便性向上

交通事業者やその他地域の関係者等と連携・協働しながら、地域の移動ニーズや地域特性に合った移動サービスの提供や、待合環境の整備、デジタル技術を活用した情報発信等、誰もが簡単に“使える”環境整備を進めます。

また、子育て世代や高齢者・障がい者の方々にも、公共交通機関を利用してもらいやすいよう、経済的支援などに取り組みます。

